

2023年8月21日

日本共産党中央委員会幹部会 御中
日本共産党中央委員会幹部会 幹部会委員長 殿

審査請求書

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び日本共産党（以下「党」という。）中央委員会ホームページのプライバシーポリシーの規定に基づき、以下のとおり審査請求します。

1 審査請求人の氏名・住所（居所）

氏名：松竹 伸幸

住所：

電話番号：（ ） -

2 審査請求に係る決定が発出された日

決定年月日：2023年7月31日

3 審査請求に係る決定が発出されたことを知った年月日

2023年8月4日

4 審査請求の趣旨及び理由

趣旨 上記2に記載に記載した党中央委員会書記局の不訂正決定（以下「本件不訂正決定」という。）は、認められない。本件不訂正決定を取り消し、法第34条第2項及び党中央委員会のプライバシーポリシーの規定に基づき、審査請求人が2023年7月18日付け保有個人情報の訂正請求において訂正を求めた事項について、改めて訂正決定等を行うことを求める。

理由

(1) 事実認定の前提

前提となる事実を確認すると、以下のとおりである。

ア 個人情報の保護に関する法律第3条、第34条及び第57条

法第3条、第34条、第36条及び第57条の規定は、以下のとおりである。

(引用開始)

第3条（基本理念）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第34条（訂正等）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

第57条（適用除外）

個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

一 ないし三（略）

四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2（略）

- 3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（引用終わり）

イ 日本共産党中央委員会ホームページのプライバシーポリシー

法第57条第3項の規定に基づき、党中央委員会がウェブサイト¹で公表しているプライバシーポリシーの規定は、以下のとおりである。

（引用開始）

1. 日本共産党中央委員会ホームページや日本共産党中央委員会メール・SNSなどで提供された氏名などの個人を識別できる情報については、プライバシー保護のため、厳重な管理のもとに保管し、2に掲げる目的及び提供状況から判断される目的の範囲内で利用します。法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
2. 日本共産党の政治活動、政策立案に反映させるために、必要に応じて党所属議員、党本部関係部局や関係党機関と共有させていただくことがあります。また、アンケートなどのデータの作成、日本共産党中央委員会ホームページなどのサービス改善及び党からの各種のお知らせの発信にも利用させていただきます。
3. 個人情報の取り扱いを外部に委託する際は、委託する個人情報を最小限にとどめ、委託先においても安全管理、秘密保持、再委託禁止などの適切な管理を徹底させます。
4. 個人情報保護に関する国内法令・規則を遵守します。
5. 個人情報の取り扱いについては、管理責任者を置き、管理に従事する者への教育・監督をおこない、保護管理の徹底と意識の向上をはかります。
6. プライバシーポリシーの見直しを定期的におこない改善に努めます。
7. 個人情報の取り扱いについての問い合わせは、下記のところに連絡をください。
8. 本ポリシーは、2018年6月28日から実施します。

（引用終わり）

¹ https://www.jcp.or.jp/web_info/onegai.html

ウ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

個人情報保護委員会は、「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）²」において、法第57条の適用除外について、以下の考え方を示している。

（引用開始）

（略）政治団体が政治活動の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合（※4）は、憲法が保障する基本的人権への配慮から、法第4章に定める個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定は適用されない（略）。

ただし、上記に定める各主体は、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（※1）～（※3）（中略）

（※4）「政治団体」とは、①政治上の主義又は施策を推進、支持又は反対することを本来の目的とする団体、②特定の公職の候補者を推薦、支持又は反対することを本来の目的とする団体、③その他、政治上の主義若しくは施策を推進、支持若しくは反対すること、又は特定の公職の候補者を推薦、支持若しくは反対することをその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体をいう。また、こうした団体の活動と密接な関連を有する、政治上の主義又は施策を研究する団体や政党のために資金上の援助をすることを目的とする団体も、本条の「政治団体」に含まれる。

また、「政治活動」とは、上記①から③までの活動を行うことであり、「これに付随する活動」とは、労働運動の支援等、それ自体が政治活動とはいえないものの、副次的に政治目的の達成に役立つ活動をいう。

（引用終わり）

エ 本件対象保有個人情報と2023年2月6日付け除名処分通知書との文言の違いについて

本件対象保有個人情報³と党京都南地区委員会常任委員会が審査請求人に送付した2023年2月6日付け除名処分通知書（以下「除名処分通知書」という。）の内容を比較すると、下記表のとおり、一部の文言（下記表の下線部）が異なっている。

本件対象保有個人情報	2023年2月6日付け除名処分通知書
<p><u>2023年2月7日（火）</u> 松竹伸幸<u>氏</u>の<u>除名処分について</u> 2月6日 日本共産党京都南地区委員会常任委員会 <u>京都府委員会常任委員会</u></p> <p>日本共産党京都南地区<u>委員会</u>常任委員会は、2023年2月5日、<u>松竹伸幸氏</u>の除名処分を決定し、京都府委員会常任委員会が2月6日に承認し、<u>除名処分が確定しました</u>。</p>	<p>松竹伸幸<u>様</u></p> <p>日本共産党京都南地区常任委員会は、2023年2月5日、<u>あなた</u>の除名処分を決定し、<u>日本共産党</u>京都府委員会常任委員会が2月6日に承認し、<u>確定したことを通知します</u>。</p>

² https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/

³ https://www.jcp.or.jp/akahata/aik22/2023-02-07/2023020704_01_0.html

本件対象保有個人情報

2023年2月6日付け除名処分通知書

なお、松竹伸幸氏の所属党組織は南地区委員会の職場支部ですが、松竹伸幸氏がすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃をおこなっているという「特別な事情」にかんがみ、当該職場支部委員会の同意のもと、党規約第50条にもとづき、南地区委員会常任委員会として決定したものです。除名処分の理由は以下のとおりです。

(1) 松竹伸幸氏は、1月に出版した本のなかなどで、「党首公選制」を実施すべきと主張するとともに、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」などとのべています。「党首公選制」という主張は、「党内に派閥・分派はつくりたくない」という民主集中制の組織原則と相いれないものですが、松竹伸幸氏が、この主張と一体に、わが党規約が「異論を許さない」ものであるかのように、事実をゆがめて攻撃していることは重大です。

(2) 松竹伸幸氏は、1月に出版した本のなかなどで、「核抑止抜き専守防衛」なるものを唱え、「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にせよと迫るとともに、日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針など、党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策に対して「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」などと攻撃をおこなっています。

(3) (略)

(4) (略)

松竹氏の一連の発言および行動は、党規約の「党内に派閥・分派はつくりたくない」（第3条4項）、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない」（第5条2項）、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」（第5条5項）という規定を踏みにじる重大な規律違反です。

以上の理由から、松竹伸幸氏を除名処分とするものです。

なお、あなたの所属する党組織は南地区委員会・新日本プロセス支部ですが、あなたがすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っているという「特別な事情」にかんがみ、同支部委員会の同意のもと、党規約第50条にもとづき、南地区委員会常任委員会として決定したものです。除名処分の理由は以下のとおりです。

(1) あなたは、1月に出版した本のなかなどで、「党首公選制」を実施すべきと主張するとともに、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」などとのべています。「党首公選制」という主張は、「党内に派閥・分派はつくりたくない」という民主集中制の組織原則と相容れないものですが、あなたが、この主張と一体に、わが党規約が「異論を許さない」ものであるかのように、事実をまったく歪めて攻撃していることは重大です。

(2) あなたは、1月に出版した本のなかなどで、「核抑止抜き専守防衛」なるものを唱え、「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にせよと迫るとともに、日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針など、党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策に対して「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」などと不当な攻撃を行っています。

(3) (略)

(4) (略)

あなたの一連の発言および行動は、党規約の「党内に派閥・分派はつくりたくない」（第3条4項）、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない」（第5条2項）、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」（第5条5項）という規定を踏みにじる重大な規律違反です。

以上の理由から、あなたを除名処分とするものです。

2023年2月6日

日本共産党京都南地区委員会常任委員会

オ 日本弁護士連合会の「個人情報の保護に関する法律案に対する意見書」

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、2001年5月9日付け「個人情報の保護に関する法律案に対する意見書」の第7において、以下の考え方を示している。

（引用開始）

第7 第6章 雑則（第55条—60条）

第55条（個人情報取扱事業者の義務等の適用除外）

日弁連、弁護士会、弁護士法人、弁護士（日弁連等）については、弁護士法に定める業務の用に供する目的による場合には、報道機関等と同様、個人情報取扱事業者の義務等の適用除外とされたい。（中略）

ところで、これらの日弁連等の取得・管理する個人情報については、本法案の目的とする、「個人の権利利益」の保護の立場から、基本原則の適用がなければならないことは当然であり、かつまた日弁連等が、その情報の取得・管理にあたって、義務規定と同様の準則に依って規律されるべきことは、肯認すべきものであることは、論を待たない。しかし一方、合わせてその義務規定と同様の準則による規律は、主務大臣等の行政の関与によって行われるものではなく、（中略）あくまでその団体等の内部規律により、その取得・管理の適正化がはかられるべきである。

（引用終わり）

カ 日弁連の「情報主権の確立に関する宣言」

日弁連は、1990年9月28日付け「情報主権の確立に関する宣言」の本文、及び理由の3及び5において、以下の考え方を示している。

（引用開始）

本文

（略）また、国等が保有している個人情報は、プライバシーをはじめとする個人の尊厳と権利の問題に深くかかわっている。それらの個人情報の収集・管理・利用・閲覧・訂正等のすべてにわたって本人のコントロール権が保障されていない限り、基本的人権の保障はありえない。

真の情報公開制度と個人情報保護制度は、民主主義の存立と基本的人権の尊重のために欠くことのできない車の両輪であり、その実現は、国民自身が主権者としてそれらの情報を実質的に支配するための制度的保障である。

このことは、今日、国際的にも、共通の認識となっており、当然何人に対しても平等に保障されるべきものである。（中略）

われわれは、以上の諸点に立脚し、わが国の国政が直面する緊急かつ最重要の課題のひとつとして、真の情報公開制度と個人情報保護の確立を強く求める。（中略）

理由

3. （中略）憲法が保障している思想・信条・信仰等の自由に関する情報、社会的差別の原因となるような事実に関する情報、勤労者の団結権、団体行動権の行使に関する情報、請願権その他の政治的権利の行使に関する情報、いわゆるセンシティブ情報が勝手に収集されることになれば、基本的人権と民主主義の基盤そのものが根本的になりたたなくなる。この場合、これらの情報を勝手に収集すること自体が、個人情報に関する権利侵害である。また、誤つ

た情報、・不正確な情報・古くなった情報・主観的な情報などによって、その個人が不利益な処遇を受けることになれば、そのこと自体が人権侵害になる。（中略）

すなわち、高度情報化社会におけるプライバシーは単に「一人にしておいてほしい」権利、「他人に知られたくない」権利にとどまらず、積極的に自己の情報が予期しない形であるいは無限定に収集・蓄積・利用・提供されることを防止し、自己の情報がどこにどのような内容で蓄積され、誰に利用、提供されているかを知り、これら蓄積された情報について誤りがあればこれの訂正を、また不当に収集された情報については、その抹消を求めることができる自己情報コントロール権としてとらえられるべきなのである。

5. 今日の高高度情報化社会においては、憲法第21条を基本とする「知る権利」を具体化する情報公開制度と、憲法第13条を基本とする自己情報コントロール権を保障する個人情報保護制度とは、国民主権・民主主義・基本的人権の保障のための両輪である。

このような情報公開と個人情報保護に関する国民の権利は、当然、何人に対しても平等に保障されるべきものであり、以上のことは、今日では、国際的通念になっている。その権利保障の制度を実現していくためには、何よりもまずこれらの問題に関する国民の権利を確立していくことが急務である。

（引用終わり）

キ 党の「自由と民主主義の宣言」

党の「自由と民主主義の宣言」には、以下の記載がなされている。

（引用開始）

4. 自由と民主主義の確立と発展・開花をめざして

（2）市民的政治的自由——国民の主権と自由の全面的発展

国民の主権、国の主人公として国民が広く政治に参加する自由、思想・良心の自由、言論・出版・集会・結社・表現の自由、信教の自由、勤労者が団結し団体行動をする自由は、日本の社会発展のすべての段階をつうじて全面的に擁護されなければならない。

日本共産党は、このような基本的見地に立って、国民の市民的政治的自由を侵害しているいっさいの抑圧を許さず、これらの自由を確立し発展させるために変わることをなくたたかう。（中略）

国民の自由と人権の保障

（イ）思想・信条の自由、個人の良心の自由を完全に保障する。（略）

（ロ）国民1人ひとりの個人的自由は、最大限に守られなければならないし、私生活（プライバシー）は不当な介入から保護されなければならない。（略）

（引用終わり）

ク 自由民主党の「党員募集のご案内 プライバシーポリシー」

自由民主党の「党員募集のご案内 プライバシーポリシー⁴」の7には、以下の規定がなされている。

（引用開始）

7. お問い合わせについて

⁴ <https://www.jimin.jp/privacy/member/>

個人情報に関して、照会、訂正、変更、離党を希望する場合は、都道府県連までご連絡下さい。個人情報漏洩防止の観点から、当該ご請求が党员ご本人によるものであることが確認できた場合に限り、必要な調査を行い、その結果に基づき、一定の期間内に、党员の個人情報を開示、訂正、変更、離党の手続きを致します。

(引用終わり)

ケ 立憲民主党の「プライバシーポリシー」

立憲民主党の「プライバシーポリシー⁵」の7には、以下の規定がなされている。

(引用開始)

7 保有個人データに関する受付

(1) 皆さまご本人又は代理人から保有個人データの開示のお求めがあった場合には、次の場合を除き、遅滞なく通知いたします。

ア. 皆さまご本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

イ. 立憲民主党の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

ウ. 法令に違反することとなる場合

(2) 皆さまご本人又は代理人から保有個人データの訂正、追加、削除のお求めがあった場合には、遅滞なく調査を行い、結果に基づき適正な対応を行います。

(3) 皆さまご本人又は代理人から保有個人データの利用の停止又は消去のお求めがあった場合に、個人情報保護法制上お求めに理由があることが判明したときは、適正な対応を行います。

(4) 前3項のお求めの場合には、立憲民主党所定の請求書をご記入の上、請求書記載の書類とあわせて以下の8に記載の立憲民主党窓口までご送付ください。

(引用終わり)

(2) 本件不訂正決定に対する審査請求人の認否・反論

上記4(1)アに記載した法第3条、第34条及び第57条第3項の規定、及び上記4(1)イに記載した党中央委員会のプライバシーポリシーにおいて「個人情報保護に関する国内法令・規則を遵守します。」と規定されているにも関わらず、審査請求人が行った保有個人情報の訂正請求に対して、党が法第57条第1項の規定により同法第4章の適用除外とされている政治団体(以下「政治団体」という。)であることのみを理由として保有個人情報の訂正請求に応じなかったことは、認められない。その理由は、以下のとおりである。

ア 上記4(1)ア及びウに記載したとおり、政治団体が法第4章の規定の適用除外となるのは、政治活動の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合に限られる。

しかし、上記4(1)エに記載したとおり、

(ア) 除名処分通知書(1)で「事実をまったく歪めて攻撃していることは重大」としていた処分理由を、本件対象保有個人情報では「事実をゆがめて攻撃していることは重大」と改竄して事実を歪めた程度に関する記載を削除し、

(イ) 除名処分通知書(2)で「不当な攻撃を行っています。」としていた処分理由を、本件対象

⁵ <https://cdp-japan.jp/privacypolicy>

保有個人情報では「攻撃をおこなっています。」と改竄して「攻撃」が不当であるか否かに関する記述を削除したことは、

本件対象保有個人情報において、事実を歪めた程度及び「攻撃」が不当であるか否かを問わず除名処分を行うことが可能であることを示すことにより、党の除名処分における裁量権を不当に拡大させているといえる。

前述した個人情報の取扱いは、法第57条が規定する「政治活動の用に供する目的」を逸脱するものであり、同条が規定する政治活動（政治上の主義又は施策を推進、支持又は反対することとする活動を行うこと等）とは認められない。（すなわち、本件対象保有個人情報の取扱いが法第57条が規定する「政治活動の用に供する目的」に沿うものであれば、審査請求人の個人名が記載された部分等を除き、本件対象保有個人情報と除名処分通知書における「除名処分の理由」の内容は、全く同一となるはずである。）

したがって、政治団体であることのみを理由とした本件不訂正決定は、失当である。

イ 上記4（1）オに記載した日弁連の意見書において示されているとおり、政治団体が保有する個人情報についても、①法の義務規定と同様の準則により規律される必要があり、②当該政治団体の内部規律により、個人情報の取得・管理の適正化がはかられる必要がある。政治団体であることのみを理由として保有個人情報の訂正に応じないことは、党の内部規律に該当するプライバシーポリシーに反している。

ウ 上記4（1）カに記載した日弁連の宣言において示されているとおり、個人情報保護制度は、当然、何人に対しても（すなわち、除名処分を行った相手方である審査請求人に対しても）、平等に保障されるべきものである。党が保有する審査請求人に関する誤った情報、不正確な情報、主観的な情報により、審査請求人が不利益な処遇を受けることになれば、そのこと自体が人権侵害となる。政治団体であることのみを理由として保有個人情報の訂正に応じないことは、上記4（1）キに記載した党の「自由と民主主義の宣言」の趣旨にも反している。

エ 上記4（1）ク及びケに記載したとおり、他の政治団体のプライバシーポリシーにおいては、個人情報の訂正請求がなされた場合には、必要な調査を行い、その結果に基づき適正な対応を行う旨の規定が設けられている。

国や地方自治体等に対して直接・間接の影響力を持つ存在である政党が、法の趣旨を尊重せず、法の適用除外であることのみを理由として本件不訂正決定を行った事実は、①多くの国民にとっても直接・間接に様々な影響を及ぼすおそれがあり、②今後も党において同様に違法或いは不適切な個人情報の取扱いが継続され、かつ、③他の政治団体の保有個人情報の取扱いにも影響を与えるおそれがあるなど、社会的な影響が大きな事案である点からも認められない。

以上